

## 資料 8

中央教育審議会大学分科会  
教学マネジメント特別委員会  
(第4回) H31. 4. 26

### 1 教学マネジメントに係る指針に盛り込むべき主な事項

#### 2 (①「三つの方針」を通じた学修目標の具体化、②授業科目・教育課程の編成)

3  
4 本資料は、「教学マネジメント特別委員会 審議ロードマップ」(教学マネジメント特別委員会  
5 (第2回)資料3)及び過去の中央教育審議会答申<sup>1</sup>に基づき、教学マネジメントに係る指針に盛  
6 り込むべき主な事項中、これまでに御議論いただいた①学修目標の具体化、②授業科目・教育課  
7 程に関するものを、「大学全体」「学位プログラム」「個々の授業科目」のレベルで再整理する  
8 と共に、御議論を反映したもの(①については第2回本委員会資料3より、②については第3回  
9 本委員会資料5よりそれぞれ修正した部分に下線を付している。)

10 本資料中、●については、第1回から第3回にかけて主に御議論いただいた項目であり、○に  
11 ついては、今回中心的に御議論をいただきたい事項である。

12 なお、教学マネジメントに係る指針全体に関する御意見や、今後御議論いただく③成績評価以  
13 降の項目については、今後資料に反映してゆく予定である。

#### 14 ① 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

15 各大学の個性・特色が反映された三つの方針は、教学マネジメントの確立に当たっ  
16 て、最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点ともいえ  
17 る存在。特に「卒業認定・学位授与の方針」は、学生の学修目標として、また、卒業生  
18 に最低限備わっている能力を保証するものとして機能すべきものであり、明確かつ具体  
19 的に定められることが必要である。同方針を中心として、あらかじめ定められた手順※  
20 により大学教育の成果を点検・評価することが求められる。

21 (※) 名称については今後検討。以下同じ。

- 22 ● 三つの方針については、「『卒業認定・学位授与の方針』(ディプロマ・ポリシー)、  
23 『教育課程編成・実施の方針』(カリキュラム・ポリシー)及び『入学者受入れの方針』  
24 (アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン」(平成28年3  
25 月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会)が取りまとめられており、その内容  
26 については、各大学は改めて留意することが必要。
- 27 ● その上で、以下のような事項については、改めて各大学の理解を促進する必要がある。

#### 28 1. 大学全体レベル

- 29 ・ 教学マネジメントの確立に当たっては、大学教育の成果を学位プログラム共通の考  
30 え方や尺度に則って点検・評価を行うことが必要不可欠であること、その際、点検・  
31 評価の目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについてあらかじめ方針を  
32 定めておく必要があること
- 33 ・ 教学マネジメントを確立する上で必要なPDCAサイクルは、課題が存在しないよ  
34 うにすることを目的とする1回限りの営みではなく、むしろ積極的に課題を明らかに

1 して次のサイクルへの改善に結びつけることにこそ意味があること

- 2 ・ 学長のリーダーシップの下、大学全体の教育水準を確保したり、幅の広い学修を確  
3 保する等の観点から各学位プログラム間の連携を適切に確保する上では、例えば大学  
4 全体としての教育理念の明示・共有等が有効となる場合もあること

## 5 2. 学位プログラムレベル

- 6 ・ 「卒業認定・学位授与の方針」は、在学生に対する約束として、対外的には卒業生  
7 に最低限備わっている能力を保証するものとして機能すべきであり、各学位プログラ  
8 ムに対応したものとして、大学は同方針において具体的かつ明確な目標を示す必要が  
9 あること
- 10 ・ 従前の目標は既存の教員組織を前提として組み立てられがちであったが、今後は学  
11 修者と社会のニーズに対してどのように応えることができるのかという観点から、そ  
12 それぞれの大学の強みや特色を活かしつつ、学位プログラムとしてふさわしい明確な目  
13 標を設定する必要があること
- 14 ・ 社会のニーズとは産業界のニーズのみならず、国際社会や地域社会も含む幅広い領  
15 域のニーズであること、また、大学の強みや特色を活かしつつ、新たなニーズを自ら  
16 定義し創出してゆく姿勢も重要であること
- 17 ・ 専門分野等によっては、「卒業認定・学位授与の方針」を学内だけではなく、産業  
18 界や地域社会をはじめとする外部の関係者の意見や国際社会の動向も十分に踏まえつ  
19 つ、作成することが適切な場合があること
- 20 ・ 「卒業認定・学位授与の方針」においては、過度に抽象化されることなく、卒業生  
21 が「何ができるようになるのか」を、専門分野に係る能力も含め、適切な観点に分類  
22 して明らかにすべきであること。その際、学生の学修目標として機能し、大学が客観  
23 的な評価ができるよう、「学生は、～することができる」という記述で能力を規定す  
24 ることが原則として必要と考えられること
- 25 ・ 最終的に学生に授与する学位に対し、学修目標・学修内容が適切なものとなってい  
26 るか大学が説明できることが重要であり、これを客観的に説明するためには、日本  
27 学術会議が作成する分野別参照基準等のような基準であったり、外部からの評価を活  
28 用することが有効な場合があること

### 29 【平成24年答申】

- 30 ・ 学士課程教育をめぐる問題の背景・原因として考えられる第一の点は、学士課程答申が期待し  
31 た学位を与える課程（プログラム）としての「学士課程教育」という概念の定着がまだ途上  
32 であるという現状である。…
- 33 課題の解決には以下の諸点の改善が求められる。まず、成熟社会において学生に求められる能  
34 力をどのようなプログラムで育成するか（学位授与の方針）を明示し、その方針に従ったプロ  
35 ラム全体の中で個々の授業科目は能力育成のどの部分を担うかを担当教員が認識し、他の授業科  
36 目と連携し関連し合いながら組織的に教育を展開すること、その成果をプログラム共通の考え方  
37 や尺度（「アセスメント・ポリシー」）に則って評価し、その結果をプログラムの改善・進化に

つなげるという改革サイクルが回る構造を定着させることが必要である。また、学位授与の方針に基づいて、個々の学生の学修成果とともに、教員が組織的な教育に参画しこれに貢献することや、プログラム自体の評価を行うという一貫性・体系性の確立が重要である。

はじめに個々の授業科目があるのではなく、まず学位授与の方針の下に学生の能力を育成するプログラムがあり、それぞれの授業科目がそれを支えるという構造にならなければ、個々の教員が授業の改善を図っても、学生全体が明確な目標の下で学修時間をかけて主体的に学ぶことは望めないのである。

前述のとおり、学士課程教育をプログラムとして充実させるためにそれぞれの大学や文部科学省等が行うべき方策は、既に学士課程答申で詳細かつ網羅的に示されている。今必要とされるのは、これらを単にそれぞれ別個に実施することではなく、教職員の意識改革を進めつつ、上記の改革サイクルを相互に関連させながら、全学的な教学マネジメントの中で実際に機能させることである。

- ・ 学士課程教育をプログラムとして充実させるためにそれぞれの大学や文部科学省等が行うべき方策は、既に学士課程答申で詳細かつ網羅的に示されている。今必要とされるのは、これらを単にそれぞれ別個に実施することではなく、教職員の意識改革を進めつつ、上記の改革サイクルを相互に関連させながら、全学的な教学マネジメントの中で実際に機能させることである。

#### 【平成20年答申】

- ・ 学士課程における学習成果の目標について、一定の標準性が望まれるとしても、その実現や評価の手法は多様であるべきであり、各大学の自主性・自律性が尊重されなければならない。また、参考指針が提示しているのは、標準的な項目にとどまるものであり、実際に各大学が学位授与の方針等を定める場合には、当該大学の教育理念や学生の実態に即して、各項目の具体的な達成水準などを主体的に考えていく必要がある。

- ・ 大学全体や学部・学科等の教育研究上の目的、学位授与の方針を定め、それを学内外に対して積極的に公開する。

その際、それらが抽象的な記述にとどまらず、学生に身に付けることが期待される学習成果を重視する観点から、具体的で明確なものとなるように努める。

- ・ 学位授与の方針の策定に当たって、PDCAサイクルが稼動するようにする。  
学内の共通理解を確立すること、実践の段階に応じて目標を具体化すること、客観的に測定可能な指標によってあらかじめ目標を設定しておくこと等に留意する。

- ・ 大学の実情に応じ、学位の水準を確保する観点から、学位授与の方針の策定、学位審査体制の確立に当たって、それらの客観性を高める仕組みについて検討する。

#### 【平成17年答申】

- ・ 現在、大学は学部・学科や研究科といった組織に着目した整理がなされている。今後は、教育の充実の観点から、学部・大学院を通じて、学士・修士・博士・専門職学位といった学位を与える課程（プログラム）中心の考え方に再整理していく必要があると考えられる。

## ② 授業科目・教育課程の編成

はじめに個々の授業科目があるのではなく、「卒業認定・学位授与の方針」の下に学位プログラムがあり、それぞれの授業科目がそれを支える構造にならなければならない。同方針を効果的に実現する観点から体系的な教育課程が組織的に編成される必要がある。「カリキュラムマップ」や「カリキュラムツリー」などの手法を活用することが考えられる。また、密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として科目の精選や統合が行われた上で、キヤップ制やシラバスが適切に用いられ、きめ細やかな履修指導が行われる必要がある。

### 1. 大学全体レベル

- 教育課程の編成・実施は、各教員や専門的なスタッフの主体的な参画を得つつ、大学及び学位プログラム全体で組織的に行われる必要がある。副学長や学部長を中心にふさわしい体制を整える必要がある。また、必要に応じて、外部の関係者の意見を取り入れることも考えられる。

【参考：①学修目標の具体化より】 教学マネジメントの確立に当たっては、大学教育の成果を学位プログラム共通の考え方や尺度に則って点検・評価を行うことが必要不可欠であり、その際、点検・評価の目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについてあらかじめ方針を定めておく必要がある。

### 2. 学位プログラムレベル

- 「はじめに個々の授業科目があるのではなく、まず学位授与の方針の下に学生の能力を育成するプログラムがあり、それぞれの授業科目がそれを支える構造にならなければ、個々の教員が授業科目の改善を図っても、学生全体が明確な目標の下で学修時間をかけて主体的に学ぶことは望めないのである」という質的転換答申（平成24年）の記述について、各大学の理解を引き続き促進することが必要。

- 「卒業認定・学位授与の方針」において観点別に示される「できるようになること」から逆算して、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成することが必要。同方針との関係が明らかでない科目については、内容の見直しや取りやめの検討が必要となる場合もある。

- 体系的な教育課程を編成する際には、

① 個々の授業科目について、個々の教員の意向を優先するのではなく、学修者本位の教育の観点から、「卒業認定・学位授与の方針」との関係性を踏まえつつ、「教育課程編成・実施の方針」に従い、教育課程全体の中での分担、授業内容を検討すること。個々の科目の到達目標についても、「卒業認定・学位授与の方針」に掲げられた学修目標を更に具体化する観点から「何ができるようになるのか」を意識して設定すること

② 例えば「カリキュラムマップ」の作成等を通じて、同方針に設定された各観点を満たす上で必要な科目が過不足なく設定されているかを検証し、科目の設定や内容の検

- 1 討に活用するとともに、必修科目とそれ以外の科目を分類すること
- 2 ③ 例えば「カリキュラムツリー」の作成等を通じて、各科目相互の関係や、卒業まで
- 3 の期間における履修順序や履修要件を検証すること
- 4 が必要。こうした検討の過程で作成された「カリキュラムマップ」「カリキュラムツリ
- 5 ー」等は、学生の主体的な学修を促す観点からも、学生にわかりやすい形で提示される
- 6 ことが必要。
- 7 ● 自学の学生や単位互換を行う他大学など、学内外に対し自学の学位プログラムにおけ
- 8 る個々の授業科目の教育課程上の水準と学位プログラム全体の体系性を明らかにする観
- 9 点から「ナンバリング」を実施することが必要。
- 10 ● 教育課程の編成・実施は、各教員や専門的なスタッフの主体的な参画を得つつ、大学
- 11 及び学位プログラム全体で組織的に行われる必要があり、副学長や学部長を中心にふさ
- 12 わしい体制を整える必要がある。また、必要に応じて、外部の関係者の意見を取り入れ
- 13 ることも考えられる。（再掲）
- 14 ● 一時に履修する授業科目が過多であることにより、学生が授業内外の学修に集中でき
- 15 なければ、「卒業認定・学位授与の方針」に定めた目標を満たすことが困難となる。学
- 16 生の時間は有限であることを前提に、学生の学修意欲を保ち、密度の濃い主体的な学修
- 17 を可能とすると共に、その学びを狭く偏らせたり、逆に散漫なものとしたりしないため
- 18 には、必修科目を適切に設定するとともに、学生が同時に履修する科目数については、
- 19 諸外国の事例なども踏まえつつ、大胆に絞り込みを進めていくことが必要。
- 20 ● 密度の濃い主体的な学修を可能とする観点から、セメスター制やクォーター制の導入
- 21 など学事暦の柔軟化や、細分化された授業科目の統合、授業科目の週複数回実施が考え
- 22 られる。
- 23 ○ 個々の学生の希望や学修の進度を踏まえつつ、「卒業認定・学位授与の方針」に定め
- 24 る目標を達成し、主体的な学修と体系的な履修を確立するため、諸外国や各大学の好事
- 25 例を参考にしながら、大学教員と専門スタッフ等との協働体制の構築等を通じて、将来
- 26 を見据えたきめ細やかな履修指導を行えるようにすることが必要。
- 27 ○ シラバスについては、学生と教員との契約書ともいえる存在。単なる講義概要（コー
- 28 スカタログ）にとどまることなく、学生が授業のため主体的に事前の準備や事後の展開
- 29 などを行うことを可能とし、他の授業科目との関連性の説明などの記述を含み、授業の
- 30 工程表として機能するとともに、「できるようになること」（到達目標）を明確に定め
- 31 ることで、GPAの信頼性の基礎となる適確な成績評価を実施するための基点としても
- 32 機能するよう作成するべきもの。各大学における好事例なども踏まえると、講義の方
- 33 法・内容、一年間の講義の計画、成績評価基準のほかに、事前に必要な学修の時間の目
- 34 安やその内容、「卒業認定・学位授与の方針」と授業科目との関連などが盛り込むべき
- 35 事項として考えられる。また、実際の授業において、個々の教員によりシラバスの記載
- 36 内容が着実に実施されることが重要。
- 37 ○ いわゆるキャップ制については、単位制度の実質化のために導入されるものであるこ
- 38 とから、1年間の上限単位数が多すぎるにより実質的に機能していない場合には改

1 善する必要がある。

2 ○ 少ない学修時間でも授業科目ごとの達成目標を十分に達成することができているよう  
3 な特に優秀な学生については、適切な履修指導が行われることを前提に、キャップ制の  
4 適用を除外する仕組みも備えることが考えられる。

5 ● 分野を越えた専門知の組合せが必要とされる時代であり、一般教育・共通教育におい  
6 ても幅広い分野からなる文理横断的なカリキュラムが必要となるとともに、専門教育に  
7 おいても従来の専攻を越えた幅広くかつ深いレベルの教育が求められる。主専攻・副専  
8 攻制の活用など、学生の学修の幅を広げるようなカリキュラムの工夫を促進することが  
9 必要。

10 【平成24年答申】

11 ・ はじめに個々の授業科目があるのではなく、まず学位授与の方針の下に学生の能力を育成する  
12 プログラムがあり、それぞれの授業科目がそれを支えるという構造にならなければ、個々の教員  
13 が授業の改善を図っても、学生全体が明確な目標の下で学修時間をかけて主体的に学ぶことは望  
14 めないのである。

15 ・ 大学、学部、学科の教育課程が全体としてどのような能力を育成し、どのような知識、技術、  
16 技能を修得させようとしているか、そのために個々の授業科目がどのように連携し関連し合うか  
17 が、あらかじめ明示されること。なお、大学としての学位授与の方針に対して授業科目数が過多  
18 であったり、科目の内容が過度に重なっている場合は、その精選の上に体系化が行われる必要が  
19 ある。また、科目を履修する学生をはじめ、当該大学、学部、学科等が提供している教育課程の  
20 内容に関心を持つ全ての人に教育課程の体系が容易に理解できるように、科目間の関連や科目内  
21 容の難易を表現する番号をつける（ナンバリング）など、教育課程の構造を分かりやすく明示す  
22 る工夫が必要である。

23 ・ 体系的な教育課程に基づいて、教員間の連携と協力による組織的教育が行われること。往々に  
24 して大学の授業（授業科目）は個々の教員の責任に委ねられ教員の専門性に引きつけた授業科目  
25 の設定が行われてきたが、学士課程教育の質的転換のためには、教員全体の主体的な参画による  
26 教育課程の体系化と並んで、授業内容やその実施に関わる教員の組織的な取組が必要である。

27 ・ 学生に事前に提示する授業計画（シラバス）は、単なる講義概要（コースカタログ）にとどま  
28 ることなく、学生が授業のため主体的に事前の準備や事後の展開などを行うことを可能にし、他  
29 の授業科目との関連性の説明などの記述を含み、授業の工程表として機能するように作成される  
30 こと。

31 ・ 教育プログラムの策定においては、CAP制やナンバリング等を実際に機能させながら、教員  
32 が個々の授業科目の充実にエネルギーを投入することを可能とするように授業科目の整理・統合  
33 と連携を図る。（再掲）

34 【平成20年答申】

35 ・ かねて我が国の学士課程の教育課程については、科目内容・配列に関して個々の教員の意向が  
36 優先され、必ずしも学生の視点に立った学習の系統性や順次性などが配慮されていない、あるい  
37 は、学生の達成すべき成果として目指すものが組織として不明確である、などの課題が指摘され  
38 てきた。個々の科目についても、その目標や、内容・水準が判然としないことがあり、単位の互  
39 換性や通用性の面でも、支障が生じかねない。

40 多様な科目から場当たりの選択がなされる、あるいは中核となる科目の位置付けが曖昧であ

1 るならば、学生の学びは、狭く偏るか、逆に散漫になり、学生の到達すべき学習成果として想定  
2 していたものは達成されない。

3 ・ 各大学では、学位授与の方針等の確立と同時に、教育課程の体系的な編成が重要である。  
4 開設科目の種類と内容が多様でも、それが学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針と遊離  
5 せず、学生の体系的な履修が可能となっていることが肝要である。

6 ・ 学習成果や教育研究上の目的を明確化した上で、その達成に向け、順次性のある体系的な教育  
7 課程を編成する（教育課程の体系化・構造化）。

8 教養教育や専門教育などの科目区分にこだわるのではなく、一貫した学士課程教育として組織的  
9 に取り組む。専攻分野の学習を通して、学生が学習成果を獲得できるかという観点に立って、教  
10 育課程の体系化を図る。その際、例えば、科目コード（履修年次等に応じて付記）による履修要  
11 件の設定や科目選択の幅の制限等も検討する。

12 ・ 幅広い学修を保証するための、意図的・組織的な取組を行う。

13 例えば、多様な学問分野の俯瞰を可能とする教育課程の工夫や、主専攻・副専攻制の導入等を  
14 積極的に推進する。

15 ・ 各科目の授業時間内及び事前・事後の学習の充実の観点から、各セメスターで履修する科目の  
16 数・種類が過多とならないようにする。

17 例えば、細分化された2単位科目（週1回開講）を多数履修する在り方を見直し、3単位又は  
18 4単位科目（間に休憩を入れた2コマ続きの授業又は週複数回開講する授業）を標準形態とす  
19 る。科目登録等の際し、各学生の実情に応じて登録の適否等に関する履修指導を積極的に行う。

20 ・ シラバスに関しては、国際的に通用するものとなるよう、以下の点に留意する。

21 ・ 各科目の到達目標や学生の学修内容を明確に記述すること

22 ・ 準備学習の内容を具体的に指示すること

23 ・ 成績評価の方法・基準を明示すること

24 ・ シラバスの実態が、授業内容の概要を総覧する資料（コース・カタログ）と同等のものにとど  
25 まらないようにすること

26 【平成17年答申】

27 ・ 学士課程は、基本的役割として、学生の人格形成機能や生涯にわたる学習の基礎を培う機能を  
28 担っており、内容の充実した教養教育や専門教育を行うことが不可欠である。そこで、学士課程  
29 教育の充実のため、分野ごとにコア・カリキュラムが作成されることが望ましい。

30 【平成10年答申】

31 ・ 学生の履修科目の過剰登録を防ぐことを通じて、教室における授業と学生の教室外学習を合わ  
32 せた充実した授業展開を可能とし、少数の授業科目を実質的に学習できるようにすることによ  
33 り、単位制度の実質化を図る必要がある。

34 ・ 個々の授業の質の向上を図るに当たっては、効果的なシラバスの活用が重要である。現在、各  
35 大学で作成されているシラバスの多くは、全学的にあるいは学部・学科ごとに履修科目選択のた  
36 めの一覧として作成されていることが多い。しかしながら、個々の授業の質の向上のためには、  
37 個々の教員がその授業科目を履修する学生を対象として、毎回の授業を迎えるに当たってあらか  
38 じめ読んでおく文献の提示等準備学習の指示や成績評価基準などを示したシラバスを作成するこ  
39 とが重要である。

### 3. 個々の授業科目レベル

● 「はじめに個々の授業科目があるのではなく、まず学位授与の方針の下に学生の能力を育成するプログラムがあり、それぞれの授業科目がそれを支える構造にならなければ、個々の教員が授業科目の改善を図っても、学生全体が明確な目標の下で学修時間をかけて主体的に学ぶことは望めないのである」という質的転換答申（平成24年）の記述について、各大学の理解を引き続き促進することが必要。（再掲）

○ 体系的な教育課程を編成する際には、

① 個々の授業科目について、「卒業認定・学位授与の方針」との関係を踏まえつつ、「教育課程編成・実施の方針」に従い、教育課程全体の中での分担、授業内容を検討すること、個々の科目の到達目標についても、「何ができるようになるのか」を意識して設定すること

②・③ （略）

が必要。（略）（再掲）

● 生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を持ち、専門知識を社会で活用してゆくコミュニケーション能力を備えた人材を育成するためには、授業科目の到達目標に応じ、従래のように知識の伝達・注入を中心とした授業のみならず、教員と学生が意思疎通を図りつつ、一緒になって切磋琢磨し、相互に刺激を与えながら知的に成長する場を創り、学生が主体的に問題を発見し解を見いだしていく能動的学修（アクティブ・ラーニング）を適切に活用してゆくことが必要である。

● 授業科目の統合と同時に、ICTの活用やアクティブ・ラーニングへの転換も念頭に、1科目の中で講義や演習、実験など多様な学修形態を盛り込むことを促進し、「考える」「話す」「行動する」などの多様な学びをもたらし工夫が求められる。その際、TAによるサポート等も重要。

○ シラバスについては、学生と教員との契約書ともいえる存在。単なる講義概要（コースカタログ）にとどまることなく、学生が授業のため主体的に事前の準備や事後の展開などを行うことを可能とし、他の授業科目との関連性の説明などの記述を含み、授業の工程表として機能するとともに、「できるようになること」（到達目標）を明確に定めることで、GPAの信頼性の基礎となる適確な成績評価を実施するための基点としても機能するよう作成するべきもの。各大学における好事例なども踏まえると、講義の方法・内容、一年間の講義の計画、成績評価基準のほかに、事前に必要な学修の時間の目安やその内容、「卒業認定・学位授与の方針」と授業科目との関連などが盛り込むべき事項として考えられる。また、実際の授業において、個々の教員によりシラバスの記載内容が着実に実施されることが重要。（再掲）

【平成24年答申】

・ 学生に事前に提示する授業計画（シラバス）は、単なる講義概要（コースカタログ）にとどまることなく、学生が授業のため主体的に事前の準備や事後の展開などを行うことを可能にし、他の授業科目との関連性の説明などの記述を含み、授業の工程表として機能するよう作成されること。（再掲）

- 1 ・ 生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を持った人材は、学生からみて受動的な教育  
2 の場では育成することができない。従来のような知識の伝達・注入を中心とした授業から、教員  
3 と学生が意思疎通を図りつつ、一緒になって切磋琢磨し、相互に刺激を与えながら知的に成長す  
4 る場を創り、学生が主体的に問題を発見し解を見いだしていく能動的学修（アクティブ・ラーニ  
5 ング）への転換が必要である。すなわち個々の学生の認知的、倫理的、社会的能力を引き出し、  
6 それを鍛えるディスカッションやディベートといった双方向の講義、演習、実験、実習や実技等  
7 を中心とした授業への転換によって、学生の主体的な学修を促す質の高い学士課程教育を進める  
8 ことが求められる。

9 【平成20年答申】

- 10 ・ かねて我が国の学士課程の教育課程については…、などの課題が指摘されてきた。個々の科目  
11 についても、その目標や、内容・水準が判然としないことがあり、単位の互換性や通用性の面  
12 で、支障が生じかねない。
- 13 ・ シラバスに関しては、国際的に通用するものとなるよう、以下の点に留意する。
- 14 ・ 各科目の到達目標や学生の学修内容を明確に記述すること
  - 15 ・ 準備学習の内容を具体的に指示すること
  - 16 ・ 成績評価の方法・基準を明示すること
  - 17 ・ シラバスの実態が、授業内容の概要を総覧する資料（コース・カタログ）と同等のものにとど  
18 まらないようにすること（再掲）

19 【平成10年答申】

- 20 ・ 個々の授業の質の向上を図るに当たっては、効果的なシラバスの活用が重要である。現在、各  
21 大学で作成されているシラバスの多くは、全学的にあるいは学部・学科ごとに履修科目選択のた  
22 めの一覧として作成されていることが多い。しかしながら、個々の授業の質の向上のためには、  
23 個々の教員がその授業科目を履修する学生を対象として、毎回の授業を迎えるに当たってあらか  
24 じめ読んでおく文献の提示等準備学習の指示や成績評価基準などを示したシラバスを作成するこ  
25 とが重要である。（再掲）